

様式第7の2（第5条の3関係）

~~製造所~~  
 ① 危険物 ~~貯蔵所~~ 変更許可及び仮使用承認申請書  
 取扱所

③	新居浜市長 殿	④	申請者	②	令和 ●年 ●月 ●日
			住所	新居浜市●町●丁目●番●号(電話●●-●●)	
			氏名	●●株式会社 代表取締役 ●●●●	
⑤	設置者	住所	新居浜市●●町●丁目●番●号 電話 ●●-●●		
		氏名	●●株式会社 代表取締役 ●●●●		
⑥	設置場所	新居浜市●●町●丁目●番●号			
⑦	設置場所の地域別	防火地域別	用途地域別		
		準防火地域	商業地域		
⑧	設置の許可年月日及び許可番号	令和 ●年 ●月 ●●日 第 ●●● 号			
	製造所等の別	⑨ 取扱所	貯蔵所又は取扱所の区分	⑩ 給油取扱所	
⑪	危険物の類、品名（指定数量）、最大数量	第4類 第1石油類(ガソリン) 30,000ℓ (200ℓ)	指定数量の倍数	⑫ 210	
⑬		第2石油類(灯油・軽油) 60,000ℓ (1,000ℓ)			
⑭	位置、構造及び設備の基準に係る区分	令 第 17 条 第 1 項 (規則第 条 第 項)			
⑮	変更の内容	事務室・整備室の改築			
	変更の理由	老朽化と販売スペース拡充のため			
⑱	着工予定期日	⑰ 許可後即日	完成予定期日	⑱ 着工後60日	
	その他必要な事項	No.●●-●			
	※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄		
		許可年月日 許可番号			
	仮使用の承認を申請する部分	別添図面のとおり			
	※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄		
		承認年月日 承認番号			

- 備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 この申請書は、移送取扱所以外の製造所等について、変更許可申請と仮使用承認申請を同時に行う場合に用いるものであること。
- 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 品名（指定数量）の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に（ ）内に該当する指定数量を記載すること。
- 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は（ ）内に記載すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。

## 危険物製造所等変更許可及び仮使用申請書記入要領

- ① 申請に係る以外の施設区分を二重線で抹消する。
- ② 申請日（申請書提出日）を記入する。
- ③ 宛先は、「新居浜市長」と記入する。
- ④ 申請者は、原則として危険物施設の設置者の住所、氏名を記入する。法人の場合は、名称、代表者氏名及び事務所の所在地を記入する。  
なお、申請手続きを代理人が行う場合は、委任状を添付する。
- ⑤ 「設置者」欄は、申請者と同一者名を記入する。
- ⑥ 「設置場所」欄は、危険物施設の所在地を記入する。
- ⑦ 「設置場所の地域別」欄は、都市計画図により確認し記入する。
- ⑧ 「設置の許可年月日及び許可番号」欄は、当該危険物施設の設置許可年月日・番号を記入する。
- ⑨ 「製造所等の別」欄は、製造所、貯蔵所又は取扱所の別を記入する。
- ⑩ 「貯蔵所又は取扱所の区分」欄は、危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分（同令第3条第2号イ及びロを含む。）を記入する。
- ⑪ 「危険物の類、品名（指定数量）、最大数量」欄には、法別表に掲げる類、品名、指定数量及び貯蔵又は取扱う危険物の最大数量を記入する。項目が多い場合は、「別紙のとおり」として、別紙に記入し添付する。
- ⑫ 「指定数量の倍数」欄は、最大数量を危政令別表第3に掲げる指定数量で除した値を記入する。なお、小数点第3位を切上げ第2位までで算定する。
- ⑬ 「位置、構造及び設備の基準に係る区分」欄は、当該危険物施設の変更後に適用される位置、構造及び設備の基準に従い条項を記入する。

### 《記載例》

- ・階層設置のボイラーの一般取扱所の場合

令第19条第2項（規則第28条の57第2項）

- ・顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の場合

令第17条第5項（規則第28条の2の5）

- ⑭ 「変更の内容」欄は、位置、構造、設備の変更項目を簡記する。項目が多い場合は、「別紙のとおり」として別紙に記入し添付する。
- ⑮ 「変更の理由」欄は、変更する理由を簡記する。
- ⑯ 「着工予定期日」欄は、「許可後即日」等と記入する。
- ⑰ 「完成予定期日」欄は、「着工後●●日」等と記入する。
- ⑱ 「その他必要な事項」欄は、設置許可番号に本変更申請が何回目の申請かわかるように枝番を付した数字を記入する。

### 《記載例》

- ・1回目の変更：第199-1号

- ・2回目の変更：第199-2号

- ・3回目の変更：第199-3号